一九〇四・三〇	ブルガー小麦		X
一九〇四・九〇	その他のもの		X
一九・〇五	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品		
一九〇五・一〇	クリスプブレッド		X
一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他これに類する物品		X
	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー		
一九〇五・三一	スイートビスケット		X
一九〇五・三二	ワッフル及びウエハー		Pf
一九〇五・四〇	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品		Pa
一九〇五・九〇	その他のもの		
	パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）		X
	聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品		X
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	あられ、せんべいその他これらに類する米菓、ビスケット、クッキー及びクラッカー		X
	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	九%	B 10
	その他のもの		X
	その他のもの		
	あられ、せんべいその他これらに類する米菓、ビスケット、クッキー及びクラッカー		X
	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	九%	B 10
	その他のもの		X
第二〇類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品		
二〇・〇一	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分		
二〇〇一・一〇	きゅうり及びガーキン		
	砂糖を加えたもの	一五%	B 10
	その他のもの	一二%	B 10
二〇〇一・九〇	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン		A
	スイートコーン	一〇・五%	B 10
	ヤングコーンコブ	一六・八%	B 15
	その他のもの	一五%	B 10
	その他のもの		
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン		A
	スイートコーン	七・五%	B 10
	ヤングコーンコブ	一五%	B 10
	その他のもの		
	しょうが		X
	その他のもの	一二%	B 10

二〇・〇二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）		
二〇〇二・一〇	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）	九%	B 15
二〇〇二・九〇	その他のもの		
	砂糖を加えたもの	一三・四%	B 15
	その他のもの		
	トマトピューレー及びトマトペースト		X
	その他のもの	九%	B 10
二〇・〇三	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）		
二〇〇三・一〇	きのこ（はらたけ属のもの）		
	砂糖を加えたもの		A
	その他のもの		
	気密容器入りのもの（容器とものの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）		
	フレンチマッシュルーム	一三・六%	B 10
	その他のもの		A
	その他のもの		A
二〇〇三・二〇	トリフ		A
二〇〇三・九〇	その他のもの		A
二〇・〇四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）		
二〇〇四・一〇	ばれいしょ		
	単に加熱による調理をしたもの	八・五%	B 15
	その他のもの		
	マッシュポテト	一三・六%	B 10
	その他のもの	九%	B 15
二〇〇四・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	砂糖を加えたもの		
	スイートコーン	一〇・五%	B 10
	その他のもの		X
	その他のもの		
	アスパラガス及び豆		
	アスパラガス	一七%	B 15
	豆		X
	たけのこ	一三・六%	B 10
	スイートコーン	七・五%	B 10
	ヤングコーンコブ	一五%	B 10
	その他のもの	九%	B 10
二〇・〇五	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）		
二〇〇五・一〇	均質調製野菜		
	砂糖を加えたもの	一六・八%	B 15
	その他のもの	一二%	B 10
二〇〇五・二〇	ばれいしょ		
	マッシュポテト及びポテトフレーク	一三・六%	B 10
	その他のもの		
	気密容器入りのもの（容器とものの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一二%	B 10
	その他のもの	九%	B 7